

# 令和4年度助成制度について

- 1 障害福祉サービス施設・事業所等サービス継続支援事業
- 2 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

# 1 障害福祉サービス施設・事業所等サービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を補助する。

## 【対象事業所】

- ① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所  
※ 職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。
- ② 濃厚接触者に対応した施設・事業所
- ③ 都道府県、保健所を設置する市並びに特別区から休業要請を受けた事業所
- ④ ①又は②以外の事業所等であって、発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所
- ⑤ ①、③以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所  
※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

## 【主な対象経費】 ※障害福祉サービス等報酬及び他の補助金で措置されるものを除く。

- 施設等の消毒費用・清掃費用等
- マスク、手袋等の衛生用品の物品購入費用等
- 事業継続に必要な人件費等（割増賃金・手当等）

## 2 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を補助する。

### 【対象事業所】

以下の①又は②に該当する施設・事業所を対象とする。

- ① 1 ①又は③に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

### 【主な対象経費】 ※障害福祉サービス等報酬及び他の補助金で措置されるものを除く。

- 利用者受入れに係る連絡調整費用，職員確保費用（職業紹介料等）
- 職員の応援派遣に係る費用（旅費、宿泊費等）